

平成24年6月 勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成24年6月21日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 松本昭男君	総務課長 佐瀬義雄君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 黒川義治君	市民課長 渡辺直一君
介護課長 末吉裕雄君	生活環境課長 関富夫君
	兼清掃センター所長
都市建設課長 藤平喜之君	農林水産課長 関善之君
観光商工課長 玉田忠一君	福祉課長 花ヶ崎善一君
水道課長 西川一男君	会計課長 鈴木克己君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

議事日程

議事日程第5号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務常任委員長）

議案第27号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 勝浦市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 勝浦市手数料条例の制定について

議案第30号 勝浦市東日本大震災復興基金条例の制定について

議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算

(教育民生常任委員長)

議案第32号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第34号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第3号 「国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第4号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める国への意見書」採択
に関する請願

第2 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について

発議案第5号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書について

第3 報 告

報告第1号 平成23年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第2号 平成23年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について

開 議

平成24年6月21日(木) 午前10時00分開議

○議長(丸 昭君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(丸 昭君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第27号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 勝浦市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 勝浦市手数料条例の制定について、議案第30号 勝浦市東日本大震災復興基金条例の制定について、議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。刈込総務常任委員長。

〔総務常任委員長 刈込欣一君登壇〕

○総務常任委員長（刈込欣一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月18日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第27号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 勝浦市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 勝浦市手数料条例の制定について、議案第30号 勝浦市東日本大震災復興基金条例の制定について、議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算、以上6件につきましては、審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、議案第33号で、（仮称）勝浦市観光交流センター整備事業について、建物外観、色彩が観光拠点として地味であることから、観光客、市民にアピールするような外観を検討するように、また、地域防災計画見直し修正事業では、津波対応に当たっては、十分に地域の地形に配慮した計画とするよう、要望がありました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第28号 勝浦市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第29号 勝浦市手数料条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第30号 勝浦市東日本大震災復興基金条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第33号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第32号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号 「国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第4号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める国への意見書」採択に関する

請願、以上5件を一括議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。根本教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 根本 譲君登壇〕

○教育民生常任委員長（根本 譲君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月19日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第32号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上2件につきましては、審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号 「国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第4号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める国への意見書」採択に関する請願、以上3件につきましては、願意妥当と認め、全員賛成で、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第34号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、請願第2号は、採択と決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、請願第3号 「国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、請願第3号は、採択と決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、請願第4号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める国への意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、請願第4号は、採択と決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 日程第2、発議案を上程いたします。

発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について、発議案第5号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書について、以上3件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（丸 昭君） 発議者から提案理由の説明を求めます。根本譲議員。

〔6番 根本 譲君登壇〕

○6番（根本 譲君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第

3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について、発議案第5号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書について、以上3件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

政府は、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える「一括交付金」を政令指定都市に導入しようとしています。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしていますが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性があります。

義務教育における国と地方の役割等について十分論議がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。

また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう、強く要望します。

次に、発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

教育は、憲法、子供の権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っております。しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校を初め、学級崩壊、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故による甚大な被害、損害の復興にはまだまだ長い時間が必要です。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時間数の増加や、小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務です。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。そこで、次の項目を中心に、平成25年度に向けての予算の充実をしていただくことを強く要望します。

- 1、教育に関する震災支援策を十分に図ること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況をかんがみ、就学援助にかかわる予算を拡充すること。
- 5、子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境条件を整備すること。
- 6、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7、子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望いたします。

次に、発議案第5号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

67年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は2つの都市を一瞬にして壊滅し、多くの人の命を奪いました。それから今日まで、被爆者は命、体、心、暮らしの被害に苦しめられてきました。被爆者は「再び被爆者をつくるな」という悲願実現のために、核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の償いを求めて、国内外で活動を続けてきました。この願いは、被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもあります。

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」によって、被爆者援護施策を行っています。しかし、原爆被害に対する償いはなされていません。日本国民の命を守り、再び被爆者をつくらないためには、国が一日も早く原爆被害を償うことが必要です。死没者に弔慰金等を支給することで、国が弔意を明らかにすべきであると求める声もあります。

よって、国会及び政府においては、再び被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害者に対する援護に関する法律の改正を行うよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号ないし発議案第5号、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第3号ないし発議案第5号、以上3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、発議案第5号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（丸 昭君） 日程第3、報告であります。

報告第1号 平成23年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 平成23年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について、以上2件について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第1号及び報告第2号について申し上げます。

初めに、報告第1号 平成23年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。が、本件は、平成23年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、児童手当支給事業ほか4件に係る経費7,049万3,000円を平成24年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

次に、報告第2号 平成23年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。が、本件は、平成23年度勝浦市一般会計予算の事故繰越しで、漁港施設維持管理経費85万500円を平成24年度へ繰り越すために調製した事故繰越し繰越計算書であります。

以上で報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成24年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時31分 閉会

本日の会議に付した事件

- 1. 議案第27号～議案第34号の総括審議
- 1. 請願第2号～請願第4号の総括審議
- 1. 発議案第3号～発議案第5号の総括審議
- 1. 報告第1号～報告2号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員